

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和三十年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条中「の各号」を削り、「への採用」を「へ採用する場合」に改め、同条後段を削り、同条第二号及び第三号中「もつて」を「もつて」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第四号中「あつた」を「あつた」に、「もつて」を「もつて」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加える。

第四条中「の各号」及び後段を削り、同条第二号中「もつて」を「もつて」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第三号中「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第九号中「競争試験によることが不適当である」を「選考による昇任が適当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。